

仕 様 書

1 事業名
瀬戸内Finderを活用したWEBプロモーション事業

2 実施時期
契約締結の日～令和5年3月31日

3 事業の目的

(1) 目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下、「機構」という）は、瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）（以下、「瀬戸内域内」という。）が合同して瀬戸内ブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的とした活動を行っている。

そのため、瀬戸内の魅力を国内に向けて発信し、選考される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることが必要である。

そこで、首都圏、関西圏、九州等の大都市圏および瀬戸内域内を主な対象市場として、ポストコロナにおけるトレンドを見据えた瀬戸内の魅力を発信することを目的に、機構が運営する瀬戸内の観光情報発信サイトである「瀬戸内Finder」および瀬戸内FinderのSNSを活用し、情報発信を強化することで瀬戸内地域への誘客を促進する。

(2) 瀬戸内Finderについて（概要）

瀬戸内域内の観光資源やその魅力を発掘・発見し、多くの人々へ発信するため、伝達力、拡散性に優れた写真を中心とした記事を掲載するWEBサイトおよびSNSで構成。写真家・ライター等が瀬戸内域内をめぐり、そこで撮影した写真と記事を瀬戸内Finderに掲載・発信することで、瀬戸内域内への来訪意欲を高めていくことを狙いとしている。

専用WEBサイト	https://setouchifinder.com/
Facebook	https://www.facebook.com/SetouchiFinder
Facebookグループ	https://www.facebook.com/groups/setouchifan/
Instagram	https://www.instagram.com/setouchifinder/
Twitter	https://twitter.com/setouchifinder

4 事業の内容

瀬戸内FinderのWEBサイトおよびSNSを活用して、瀬戸内の認知度をより向上させるとともに、ポストコロナにおけるトレンドを見据えた瀬戸内域内の強みを生かした瀬戸内ブランドイメージの訴求と確立を目的として、瀬戸内Finderの有する価値を分析し、国内の市場特性等を踏まえたうえで以下の事業を企画提案・実施すること。

(1) 新規記事の作成

ア 記事の種類

本事業において作成する記事は、次の（ア）～（エ）の4種類とする。

(ア) スポット記事

特定の観光・文化施設や飲食店等、1つのスポットに絞った記事。
(作成イメージ)

<https://setouchifinder.com/ja/detail/22416>

(イ) エリア（周遊）記事

瀬戸内域内を訪れた観光客の滞在時間および消費額の増加を目的とした、周遊できる一定のエリア内にあるスポットを複数紹介する記事。なお、1記事あたりで紹介するスポットは4か所以上とする。

（作成イメージ）

<https://setouchifinder.com/ja/detail/32099>

(ウ) まとめ記事

瀬戸内ブランドのコンセプト（クルーズ、サイクリング、アート、グルメ、宿、地域産品）に沿ったテーマで、上記（ア）、（イ）および瀬戸内Finder既存記事の情報をもとに作成する。

（作成イメージ）

<https://setouchifinder.com/ja/detail/27563>

(エ) 過去記事更新

既存掲載記事の更新を行う。更新記事は記事内容やPV・UU数、エリアのバランス、記事制作日等を踏まえ、機構と協議のうえ決定すること。

イ 新規記事の作成

(ア) 記事の作成数

本事業において作成する記事数は、次のとおりとする。

①	スポット記事	30本以上
②	エリア（周遊）記事	15本以上
③	まとめ記事	9本以上
④	過去記事更新	18本以上
計		72本以上

(イ) 取材先（記事内容）について

本事業において、機構がターゲットとする首都圏、関西圏、九州等の大都市圏および瀬戸内域内の特性を踏まえ、将来の瀬戸内域内への来訪につながるような魅力ある記事作成のための編集方針および取材対象を提案すること。

(ウ) 記事作成の注意点

記事を作成するにあたっての注意点は次のとおり

- ・上記（ア）の①、②記事は、原則として現地取材に基づき作成する。
- ・記事を作成するための取材先は、本事業受託事業者と機構との事前協議のうえ決定する。
- ・記事の内容については、瀬戸内の認知度をこれまで以上に向上させるとともに、瀬戸内ブランドイメージの構築と発信を図るため、瀬戸内7県で撮影した写真と記事により構成されるものとする。また、作成する記事数は7県でなるべく均等にすること。
- ・記事の内容は、瀬戸内ブランドのコンセプトに沿ったカテゴリー（クルーズ、サイクリング、アート、グルメ、宿、地域産品）を参考とし、瀬戸内域内に関連するものとする。

- ・記事の内容については、原則としてポストコロナにおけるトレンドを見据えた瀬戸内域内の強みを生かした魅力あるものとする。
- ・記事の取材は瀬戸内エリアを熟知したライター等を起用し、読者の共感を呼ぶことができる表現力豊かな内容とすること。
- ・記事に使用する写真は、一定の技術レベルを確保しつつ、ターゲットである首都圏、関西圏、九州等の大都市圏および瀬戸内域内からの旅行者及び旅行見込者に訴求する、瀬戸内の魅力をリアルに伝えることのできるものとする。
- ・記事の文章作成においては、SEOの観点を取り入れ、記事中に使用するキーワードにも留意し、良好な検索順位、表示につながると期待できる内容にすること。
- ・作成する記事の文章量は、過去に瀬戸内Finderに掲載されている記事と同程度のボリュームとすること。また、ひとつの記事内で使用する写真も4点以上確保すること。
- ・記事を作成するための取材にあたっては、観光地、観光関連施設等へのアポイントメント、掲載許諾など、全て請負事業者の責任において行うこと。
- ・記事の校正については、原則として請負事業者の責任校正とする。
- ・記事の作成、公開にあたって必要となる交通費、宿泊費、通信費、パソコンや通信機器、カメラ、ソフトウェア等の手配に係る経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・本事業で作成された成果物（画像や文章等を含む）および成果物の権利は、機構に帰属するものとする。また、成果物の作成の際は肖像権等に留意し、必要な場合は肖像権等に関する許諾を事前に書面で得ておくこと。
- ・原則としてインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、著作権等の権利関係に関する許諾手続きを行うこと。また、かかる手続きに必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

(2) SNSの運用

ア SNSへの投稿数

本事業におけるSNSへの投稿数は、次のとおりとする。

Facebook	1日1回投稿
Facebookグループ	週1回投稿
Instagram	1日1回投稿
Twitter	3日に1回投稿

イ 投稿内容について

(1)のイの(ア)の①～④および既存記事をもとに、これらの記事の紹介と瀬戸内Finderへの流入増を目的とした、各SNSの特性に応じた投稿を行う。

ウ SNS運用の注意点

SNSを運用するにあたっての注意点は、次のとおりとする。

- ・SNSの運用にあたっては、上記アの各SNSのフォロワー数増加につながるような投稿テーマや方法等を、フォロワーの目標獲得数とともに提案すること。
- ・SNSへの投稿内容については、本事業受託者と機構との間で構成投稿前に決定する。
- ・投稿内容には、元となった瀬戸内Finderの記事へのリンクを含めること。また、「#瀬戸内」、「#(県名)」等の、投稿に関連する効果的なタグを含めること。
- ・文章作成においては、瀬戸内のブランドイメージを毀損することなく、新型コロナウイルスの状況やSNSごとの特徴に留意し、それぞれに適した方法で投稿を行うこと。
- ・投稿する文字数は、過去に瀬戸内FinderのSNSに投稿されている文章と同程度のボリュームを基準とする。
- ・1年以上前に作成された既存記事をもとに投稿文を作成する際は、既存記事の情報（営業時間や価格等）が現状と一致しているかの確認を行い、必要があれば既存記事を修正のうえ投稿すること。
- ・上記アの投稿において、SNS間で投稿テーマが重複することは差し支えないが、重複テーマを投稿する際は、SNS間で投稿時期を1日以上ずらすこと。また、文章は投稿するSNSに合わせて適宜変更すること。
- ・文章の校正については、原則として請負事業者の責任校正とする。
- ・文章の作成、公開にあたって必要となる交通費、宿泊費、事務費、通信費、パソコンや通信機器、カメラ、ソフトウェア等の手配に係る経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・本事業で作成された成果品は、原則としてインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、著作権等の権利関係に関する許諾手続きを行うこと。また、かかる手続きに必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

エ フォローおよびフォロー解除

(ア) フォローについて

新規フォロー先については、以下のいずれかの条件を満たすアカウントとする。新規フォロー実行前には、フォロー候補を事前に機構へ提示すること。

- ・国または地方等の行政機関が運営するアカウント
- ・DMOまたは観光協会が運営するアカウント
- ・瀬戸内に関する投稿を行っているインフルエンサー等、瀬戸内に関する影響力の大きいユーザーのアカウント
- ・その他、機構がフォローすべきと判断したアカウント

(イ) フォロー解除について

フォロー解除は、以下のいずれかの条件を満たすアカウントとする。フォロー解除実行前には、フォロー解除候補を事前に機構へ提示すること。

- ・誹謗中傷、差別、暴力的な発言を行うユーザーのアカウント
- ・他者への嫌がらせ等を行うユーザーのアカウント
- ・他者のなりすましを行っているユーザーのアカウント
- ・その他、機構がフォロー解除すべきと判断したアカウント

オ コメントへの対応

(ア) コメントへの返信

投稿に寄せられたコメントのうち、次のいずれかの条件を満たし、かつ返信を行うことが必要または望ましいものについては、原則として返信すること。

- ・投稿内容に関する質問等で、回答することが望ましいもの
- ・返信を行うことで、SNSの今後の運営にとって正の効果が大きいと思われるもの
- ・その他、機構が返信を行うべきと判断したもの。

(イ) コメントの削除、違反報告等

投稿に寄せられたコメントのうち、次のいずれかの条件を満たし、かつコメントの削除または違反報告を行うことが望ましいものについては、原則としてコメントの削除または違反報告等の対応を行うこと。

- ・誹謗中傷または暴力的な表現を含むもの
- ・人権または著作権等の権利を侵害するもの
- ・暴力、ギャンブル、薬物を推奨または助長するもの
- ・その他、機構が不適切と判断したもの

(3) 瀬戸内Finderのブランド価値向上業務

瀬戸内Finderの有する価値を分析したうえで、瀬戸内Finderを活用した収益化や今後の展望を含め、瀬戸内Finderの持つブランドイメージを毀損することなくその価値を更に高める検討を行う業務について提案すること。

(4) 事業進捗の共有

瀬戸内FinderおよびSNSに関して、事業の進捗状況の確認のため、機構との協議を実施することとし、状況により、以下の項目等について報告を求める場合がある。

なお、開催手法や実施時期は当機構と協議の上、決定する。

- ・サイト訪問者の分析（UU数、PV数、年齢、性別、地域の分析等）
- ・記事の取材状況、スケジュール共有
- ・SNSの運用状況（投稿数、フォロワー数の推移等）
- ・対前年、前月比で増減した数値の分析、対応案の検討および提案
- ・その他、機構が求める内容

(5) アンケートの実施

瀬戸内Finderの閲覧者に対し、瀬戸内Finderへの意見を求め、今後の改善につながるアンケートを実施すること。

（昨年度のアンケートの例）

<https://setouchifinder.com/ja/detail/survey2020>

(6) 効果測定および検証・分析業務

本事業成果の効果測定と検証・分析を行うとともに、瀬戸内Finderの今後の運営方針等の提案や、SNS等を利用した瀬戸内域内への誘客を促進していくための検討に有効と思われる内容を後述する9の報告書に記載すること。

なお、分析にあたっては、Google Analyticsの活用等、具体的な数値や根拠に裏付けされた詳細な分析が行われていること。

5 執行体制

上記事業の実施にあたって、機構に対して、技術面のサポート、総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に

記載すること。

6 契約更新

本事業に係る契約は、事業成果検証を第4四半期（1月～3月）に行い、検証結果及び双方の合意に基づき、下記（1）のアおよびイの条件を満たす限りにおいて企画審査会を経ず優先的に契約更新ができるものとする。ただし、瀬戸内Finderのサイトリニューアルを行う等、機構が公募を行うべきと判断した場合は、条件を満たしていても契約を更新しない場合がある。

（1）契約更新の条件

- ア 成果検証において、実施した取材、記事作成、SNS運用、スケジュール進行、計画性、情報共有、熱意、取り組み姿勢等の観点から機構の定める基準点を満たすこと。
- イ 当該年度の本事業予算が承認されること。

（2）契約更新について

成果検証および契約更新は毎年行い、優先的な契約は2回を限度とする。

また、契約更新後の事業内容および規模については、本事業に係る契約期間内に別途提示する。

7 注意事項

（1）動作確認

成果物については、事業完了前にスマートフォン、タブレット及びパソコンによる動作確認を行い、各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。なお、動作確認等に必要な機器は受託者において準備し、テストが円滑に行えるよう環境を整備すること。

ア スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android系端末等において動作確認を行うこと。

イ パソコンの利用者側の端末性能については、一般的な性能を有する端末において支障なく利用できることとし、OS、ブラウザについては一般的に普及しているOS（Windows、MacOS、Linux等）、ブラウザ（IE、Safari、Google Chrome、Firefox等）により支障なく利用できるものとする。

（2）品質・性能

コンテンツを構成する製品や技術は、国際標準もしくは業界標準に準拠していること。また、コンテンツ画面操作時においては、利用者にストレスを与えない応答時間を確保すること。

（3）サポート体制の整備

契約期間中において、WEBコンテンツの保守を円滑に実施するため、電話、電子メール等による受付窓口を有したサポート体制及び連絡体制を整備するとともに、障害時等において速やかな復旧作業対応を可能とする体制を保持しておくこと。

（4）情報セキュリティ対策

ア 情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。

イ 既知のセキュリティホールやバグ等について、原則すべて対策を講じること。

ウ セキュリティ上の脅威が見地された場合に、機構へ速やかに連絡できる仕

- 組みを構築すること。
- エ コンピューターウイルス対策等、適切な不正プログラム対策を公示、ウイルスからの防御、データの漏えい、不正侵入の防止、データ改ざんの防止等のセキュリティ対策を十分に施すこと。
- オ 適切な不正アクセス対策を講じること。
- (5) 新型コロナウイルス等の対策
取材の実施にあたっては、新型コロナウイルス等の感染症対策を十分とり、実施すること。
- (6) 広告記事等の作成
本事業とは別に、広告料を受けとって、記事の作成およびSNS投稿、WEB広告配信等を行う業務（以下、「広告記事作成業務」という。）を、本事業受託者に委託（別途契約）する場合がある。
本事業受託者は、機構の求めがあったときは、広告記事作成業務を受託できる体制を整えること。
広告記事作成業務は、業務を実施（広告記事等の作成）した場合に委託費（制作費等）を支払う実績払いとし、具体的な金額等の詳細は協議のうえ、別途契約する。
- (7) 他事業との連携について
当機構が今期実施予定である「SETOUCHIコンテンツプラットフォーム整備・運営及びサーバー保守管理業務（仮称）」におけるプラットフォーム（PF）との関連において、PFの構築が完了した後は、本事業で作成した瀬戸内Finderの記事等を当該PFにも格納することとし、格納に係る業務においても本事業の受託事業者が実施すること。
なお、業務に係る詳細については、当機構と別途協議を行う。

8 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本事業においては、著作権の取り扱いに十分注意すること。
- (2) 本事業の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条および第28条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (3) 本事業により得られる著作物の著作人格権について、事業受託者は将来にわたり行使しないこと。また、事業受託者は本作品の作成に関与した者について著作権を主張させず、著作人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本事業に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て事業受託者が負うこと。
- (5) 上記（1）～（4）の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。
- (6) 事業受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定する。

9 報告書の提出

- (1) 提出物
事業実施報告書 1部
- (2) 提出場所
せとうち観光推進機構
- (3) 提出期限
令和5年3月31日
- (4) 報告書作成の注意点
 - ア 事前に監督職員の承認を受けること
 - イ 事業実施状況等をわかりやすく編集すること
 - ウ 事業実施による効果を調査し、とりまとめること。

10 その他

- (1) 本事業の遂行においては、機構と十分協議しながら進めること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し適正に履行すること。
- (3) 本仕様書に定めのない特別の事情が生じた場合は、機構へ報告し、その指示を受けること。